

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>目次 前文 第1章～第3章 略 第4章 <u>子ども、高齢者、女性等の安全確保</u>（第11条—第15条） 第5章 <u>インターネットの利用に係る犯罪被害の防止</u>（第16条・第17条） 第6章 <u>犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等</u>（第18条—第21条） 第7章 <u>犯罪の防止に配慮した住宅の普及等</u>（第22条—第24条） 第8章 <u>犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等</u>（第25条—第27条） 第9章 <u>雑則</u>（第28条） 附則 第1条～第10条 略 第4章 <u>子ども、高齢者、女性等の安全確保</u> （<u>子ども、高齢者、女性等の安全確保</u>） 第11条 県は、<u>子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者</u> （以下「<u>子ども等要配慮者</u>」という。）を犯罪の被害から守るため、市町、 県民、事業者等と協力して、<u>子ども等要配慮者の安全確保に努めるもの</u> とする。 （指針の策定） 第12条 県は、<u>子ども等要配慮者の安全を確保するための防犯上の指針を定</u> めるものとする。 第13条～第15条 略 第5章 <u>インターネットの利用に係る犯罪被害の防止</u> （<u>インターネットの利用に係る犯罪被害の防止の措置</u>） 第16条 県は、<u>インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、</u> <u>県民、事業者等に対し、情報の提供、助言、その他の必要な措置を講じる</u> <u>ものとする。</u> （指針の策定） 第17条 県は、<u>インターネットを安全に利用するための防犯上の指針を定め</u> るものとする。</p> <p>第6章 略</p> | <p>目次 前文 第1章～第3章 略 第4章 <u>子どもの安全確保</u>（第11条—第15条） 第5章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等（第16条—第19条） 第6章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第20条—第22条） 第7章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等（第23条—第25条） 第8章 雑則（第26条） 附則 第1条～第10条 略 第4章 <u>子どもの安全確保</u> （<u>子どもの安全確保</u>） 第11条 県は、<u>子どもを犯罪の被害から守るため</u>、市町、県民、事業者等と 協力して、<u>子どもの安全確保に努めるもの</u>とする。 （指針の策定） 第12条 県は、<u>子どもの安全を確保するための防犯上の指針を定めるもの</u> とする。 第13条～第15条 略</p> <p>第5章 略</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第18条～第21条 略 第7章 略 第22条～第24条 略 第8章 略 第25条～第27条 略 第9章 略 (指針の策定手続等) 第28条 県は、第12条、第17条、<u>第19条又は第23条</u>の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> | <p>第16条～第19条 略 第6章 略 第20条～第22条 略 第7章 略 第23条～第25条 略 第8章 略 (指針の策定手続等) 第26条 県は、第12条、第17条<u>又は第21条</u>の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> |